

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【四半期会計期間】 第12期第3四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 株式会社オウケイウェイヴ

【英訳名】 OKWave

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 元 謙 任

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

【電話番号】 03-5793-1191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長 野 崎 正 徳

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

【電話番号】 03-5793-1191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長 野 崎 正 徳

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 連結累計期間	第12期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間	第12期 第3四半期 連結会計期間	第11期
会計期間	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 7月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高 (千円)	1,047,597	1,240,242	356,395	426,192	1,406,696
経常利益 (千円)	50,404	134,868	40,509	56,734	77,279
四半期(当期)純利益 (千円)	28,627	106,884	24,180	77,329	38,419
純資産額 (千円)			1,835,648	1,948,219	1,847,545
総資産額 (千円)			2,025,018	2,118,054	2,053,647
1株当たり純資産額 (円)			21,232.03	22,501.78	21,353.14
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	333.43	1,243.64	281.50	899.75	447.41
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	330.94	1,235.43	279.59	893.12	444.00
自己資本比率 (%)			90.1	91.3	89.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	270,248	235,236			403,978
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	135,650	124,246			221,353
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,000				2,800
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			1,145,062	1,290,988	1,191,620
従業員数 (人)			91	89	90

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、株式会社オープンコム（持分法適用関連会社）について、平成23年3月1日付で全株式を売却したため関係会社に該当しなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	89(21)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む。)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	88(21)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む。)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは、受注から納品までが短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
ポータル事業(千円)	207,299	153.6
ソリューション事業(千円)	218,892	98.9
合計(千円)	426,192	119.6

(注) 1. 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。同基準の適用にあたり、従前の事業の種類別セグメント区分を報告セグメントとし、前年同期比較を行っております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

全般的概況

このたびの「東北地方太平洋沖地震」（以下、東日本大震災）で被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直しが期待されるものの、電力供給の制約やサプライチェーン立て直しの遅れにより、景気が下振れするリスクが存在しております。

インターネット関連業界におきましては、日本のインターネット利用者数は平成22年6月末で9,914万人（1）と増加を続けており、当社の日本初、最大級のQ&Aサイト「OKWave」も引き続き利用者を拡大しております。また2013年度にはソーシャルメディア（SNS、ブログ、Q&Aサイト、動画・画像共有サイト、クチコミサービス）市場は、広告収入及び課金収入を合わせ、3,963億円に達すると予測されています。（2）

また、インターネットビジネス市場では、ネットワークを介してソフトウェア等を利用するクラウドコンピューティングが注目を集めており、その市場規模は平成22年以降急速に拡大し、平成24年には4,106億円、平成27年には7,438億円に達すると予測されています（3）。

このような環境のもと、ポータル事業における広告収益の増加並びに新規事業の収益計上が寄与した結果、当第3四半期連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

	当第3四半期連結会計期間(千円)	前年同四半期比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	426,192	69,797	19.6
営業利益	55,702	17,215	44.7
経常利益	56,734	16,224	40.1
四半期純利益	77,329	53,148	219.8

(1) 出典「Internet World Stats」(Miniwatts Marketing Group)

(2) 出典「ソーシャルメディアの市場展望と事業戦略 2010年度版」(ミック経済研究所)

(3) 出典「クラウドコンピューティング市場に関する調査結果2009」(矢野経済研究所)

事業別の概況

(注)第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。同基準の適用にあたり、従前の事業の種類別セグメント区分を報告セグメントとし、前年同期比較を行っております。

ポータル事業におきましては、ソーシャルメディア市場でQ&Aサイト「OKWave」のデータベース貸し出し及び広告販売を行っております。

当第3四半期連結会計期間(平成23年1月1日～平成23年3月31日)では、プロフィールページのリニューアル等、機能面の細かなサイト改修を行ってまいりました。また平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災を受けまして、被災者向け情報ページや緊急医療相談サイトといった特設サイトを開設してまいりました。

以上の結果、全体的にQ&A数やアクセス数等が増加したことにより、ポータル事業の業績は、次の通りとなりました。

	当第3四半期連結会計期間(千円)	前年同四半期比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	207,299	72,313	53.6
営業利益	16,838	12,302	271.2

ソリューション事業におきましては、FAQ(よくある質問と回答)作成管理ソフトウェアをSaaSまたはASPとして、様々な企業ホームページ上へ向けて期間貸しをするビジネスモデルを中心に展開しております。当第3四半期連結会計期間(平成23年1月1日～平成23年3月31日)では、FAQ作成管理ツールの最新バージョン「OKBiz Ver.6.2」を発売したことによりWeb APIでの提供や、Q&Aサイト「OKWave」との連携が可能となり、2,300万件以上のQ&Aデータベースから、FAQにマッチしたQ&Aを提示することが可能となりました。

以上の結果、金融業界への導入のほか、メーカーやメディア業界への導入も進んだことに加え、受注単価の向上により、ソリューション事業の業績は、次のとおりとなりました。

	当第3四半期連結会計期間(千円)	前年同四半期比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	218,892	2,516	1.1
営業利益	117,531	6,503	5.9

(2) 財政状態の分析

(ア)資産

当第3四半期連結会計期間末における資産残高は、主に現金及び預金の増加により2,118,054千円(前連結会計年度末比64,406千円増加)となりました。

(イ)負債

当第3四半期連結会計期間末における負債残高は、主に未払法人税等の減少により169,834千円(前連結会計年度末比36,267千円減少)となりました。

(ウ)純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、主に利益剰余金の増加により1,948,219千円(前連結会計年度末比100,673千円増加)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、第2四半期連結会計期間末と比べ61,201千円増加し、1,290,988千円となりました。また、各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に減価償却費の増加により、92,895千円の収入となりました。(前年同期は105,601千円の収入)

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主にソフトウェア開発のための支出により、31,127千円の支出となりました。(前年同期は49,662千円の収入)

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、ありませんでした。(前年同期は400千円の収入)

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は2,857千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な変更はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	193,200
計	193,200

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	85,945	85,945	名古屋証券取引所 (セントレックス)	(注)2
計	85,945	85,945		

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注)2. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株制度の採用はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は次のとおりであります。

(平成16年6月24日 臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	980 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	980 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成16年6月24日 臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成26年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。
- (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成17年4月11日 臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	40 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成19年5月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成17年9月27日 定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	70 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成17年9月27日 定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	200 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成27年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
 - (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
 - (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）に関する事項は次のとおりであります。

(平成18年9月23日 定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	140 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,453
新株予約権の行使期間	平成20年10月1日から 平成25年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,453 資本組入額 35,727
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有していること、又は当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成20年9月27日 定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	30 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	52,091
新株予約権の行使期間	平成22年10月1日から 平成25年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 52,091 資本組入額 26,046
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}} \times \text{1株当たり時価}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において当社、当社子会社若しくは当社関連会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有していること、又は当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日		85,945		966,121		935,921

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,945	85,945	
単元未満株式			
発行済株式総数	85,945		
総株主の議決権		85,945	

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	38,000	35,000	36,450	36,900	33,000	43,400	42,800	41,000	40,000
最低(円)	34,200	30,300	30,050	28,600	28,810	31,800	38,300	37,900	25,500

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	990,988	791,620
売掛金	208,159	181,577
有価証券	300,000	400,000
その他	36,224	51,543
貸倒引当金	6,179	405
流動資産合計	1,529,192	1,424,336
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	29,948	23,816
減価償却累計額	14,408	11,572
建物及び構築物(純額)	15,539	12,243
工具、器具及び備品	330,463	339,070
減価償却累計額	262,077	241,264
工具、器具及び備品(純額)	68,385	97,805
有形固定資産合計	83,925	110,049
無形固定資産		
ソフトウェア	159,163	175,456
ソフトウェア仮勘定	42,996	86,495
その他	11,498	10,114
無形固定資産合計	213,659	272,066
投資その他の資産		
投資有価証券	77,293	106,707
その他	254,580	180,078
貸倒引当金	40,596	39,590
投資その他の資産合計	291,276	247,195
固定資産合計	588,861	629,311
資産合計	2,118,054	2,053,647
負債の部		
流動負債		
買掛金	35,043	26,810
未払金及び未払費用	70,235	73,460
未払法人税等	10,842	60,241
その他	37,211	45,589
流動負債合計	153,332	206,102
固定負債		
資産除去債務	16,501	-
固定負債合計	16,501	-
負債合計	169,834	206,102

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	966,121	966,121
資本剰余金	935,921	935,921
利益剰余金	44,474	62,409
株主資本合計	1,946,517	1,839,633
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17	20
為替換算調整勘定	12,585	4,416
評価・換算差額等合計	12,602	4,437
新株予約権	3,545	4,190
少数株主持分	10,759	8,159
純資産合計	1,948,219	1,847,545
負債純資産合計	2,118,054	2,053,647

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
売上高	1,047,597	1,240,242
売上原価	541,333	573,050
売上総利益	506,264	667,191
販売費及び一般管理費	458,341	533,074
営業利益	47,923	134,117
営業外収益		
受取利息	3,144	1,992
持分法による投資利益	-	603
雑収入	1,703	1,609
営業外収益合計	4,848	4,205
営業外費用		
為替差損	2,366	3,453
営業外費用合計	2,366	3,453
経常利益	50,404	134,868
特別利益		
貸倒引当金戻入額	460	850
新株予約権戻入益	710	683
関係会社株式売却益	-	2,516
特別利益合計	1,170	4,050
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	10,478
固定資産除却損	1,553	10,571
投資有価証券評価損	-	1,160
特別損失合計	1,553	22,210
税金等調整前四半期純利益	50,022	116,708
法人税、住民税及び事業税	44,883	37,189
法人税等調整額	24,398	29,965
法人税等合計	20,484	7,224
少数株主損益調整前四半期純利益	-	109,484
少数株主利益	910	2,599
四半期純利益	28,627	106,884

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	356,395	426,192
売上原価	177,428	198,734
売上総利益	178,966	227,457
販売費及び一般管理費	140,479	171,754
営業利益	38,487	55,702
営業外収益		
受取利息	1,104	430
為替差益	598	1,108
雑収入	319	553
営業外収益合計	2,022	2,091
営業外費用		
持分法による投資損失	-	1,060
営業外費用合計	-	1,060
経常利益	40,509	56,734
特別利益		
貸倒引当金戻入額	214	300
新株予約権戻入益	710	-
関係会社株式売却益	-	2,516
特別利益合計	924	2,816
特別損失		
固定資産除却損	-	4,045
投資有価証券評価損	-	1,160
特別損失合計	-	5,205
税金等調整前四半期純利益	41,434	54,345
法人税、住民税及び事業税	28,507	13,087
法人税等調整額	11,813	9,876
法人税等合計	16,693	22,964
少数株主損益調整前四半期純利益	-	77,309
少数株主利益又は少数株主損失()	560	19
四半期純利益	24,180	77,329

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	50,022	116,708
減価償却費	193,917	193,328
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,204	4,939
受取利息及び受取配当金	3,144	1,992
為替差損益（は益）	1,784	3,453
持分法による投資損益（は益）	-	603
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	10,478
固定資産除却損	1,553	10,553
関係会社株式売却損益（は益）	-	2,516
投資有価証券評価損益（は益）	-	1,160
売上債権の増減額（は増加）	41,046	26,581
仕入債務の増減額（は減少）	9,704	8,233
未払金及び未払費用の増減額（は減少）	2,507	1,349
その他	13,381	2,992
小計	263,397	315,519
利息及び配当金の受取額	3,113	2,120
法人税等の支払額	5,766	82,403
法人税等の還付額	9,502	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	270,248	235,236
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	100,000	-
有形固定資産の取得による支出	33,687	13,361
無形固定資産の取得による支出	206,108	104,671
投資有価証券の取得による支出	17	19,900
子会社株式の取得による支出	1,318	-
投資有価証券の償還による収入	-	10,000
長期貸付金の回収による収入	4,253	4,117
関係会社株式の売却による収入	-	3,120
その他	1,228	3,550
投資活動によるキャッシュ・フロー	135,650	124,246
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	2,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,000	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,272	11,622
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	130,325	99,367
現金及び現金同等物の期首残高	1,014,737	1,191,620
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,145,062	1,290,988

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成23年3月31日)
1 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 当第3四半期連結会計期間において株式会社オープンコムの子会社を全部売却したため、同社を持分法適用関連会社から除外しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 持分法適用関連会社はありません。
2 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益がそれぞれ1,181千円減少し、税金等調整前四半期純利益が11,659千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は16,437千円であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。 従業員給与 191,824千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。 従業員給与 211,956千円 貸倒引当金繰入額 5,789千円

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。 従業員給与 63,541千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。 従業員給与 69,970千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円)
現金及び預金勘定 745,062	現金及び預金勘定 990,988
取得日から3ヵ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券) 400,000	取得日から3ヵ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券) 300,000
現金及び現金同等物 1,145,062	現金及び現金同等物 1,290,988

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間
(自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 85,945株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 3,545千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

	ポータル事業 (千円)	ソリューション 事業(千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	134,986	221,408	356,395		356,395
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	134,986	221,408	356,395		356,395
営業利益	4,535	111,028	115,564	(77,076)	38,487

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日)

	ポータル事業 (千円)	ソリューション 事業(千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	417,402	630,195	1,047,597		1,047,597
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	417,402	630,195	1,047,597		1,047,597
営業利益又は営業損失()	1,672	293,007	291,334	(243,411)	47,923

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
ポータル事業	連携サービス、広告サービス
ソリューション事業	OKWave Quick-A, OKWave ASK-OK, OKBiz

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はソーシャルメディア市場で、Q&Aサイト「OKWave」のデータベース貸し出し及び広告販売を行っている「ポータル事業」とFAQ(よくある質問と回答)作成管理ソフトウェアを主に企業に対してSaaSまたはASP(期間貸し)で提供する「ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

報告セグメント	サービスの種類
ポータル事業	QA Partner、広告サービス
ソリューション事業	OKBiz Support、OKBiz Answer、OKFAQ

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年7月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額(注) 2
	ポータル事業	ソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	585,708	654,533	1,240,242		1,240,242
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	585,708	654,533	1,240,242		1,240,242
セグメント利益	44,109	349,520	393,629	259,512	134,117

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額(注) 2
	ポータル事業	ソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	207,299	218,892	426,192		426,192
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	207,299	218,892	426,192		426,192
セグメント利益	16,838	117,531	134,370	78,667	55,702

(注) 1 . セグメント利益の調整額は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメント
に帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2 . セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	22,501.78円	1株当たり純資産額	21,353.14円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,948,219	1,847,545
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	14,304	12,350
(うち新株予約権)	(3,545)	(4,190)
(うち少数株主持分)	(10,759)	(8,159)
普通株式に係る純資産額(千円)	1,933,915	1,835,195
期末の普通株式の数(株)	85,945	85,945

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	333.43円	1株当たり四半期純利益金額	1,243.64円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	330.94円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,235.43円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
四半期純利益(千円)	28,627	106,884
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	28,627	106,884
期中平均株式数(株)	85,856	85,945
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	646	571
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	会社法に基づく 新株予約権2種類 (新株予約権の数 220個)	会社法に基づく 新株予約権2種類 (新株予約権の数 170個)

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	281.50円	1株当たり四半期純利益金額	899.75円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	279.59円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	893.12円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期純利益(千円)	24,180	77,329
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	24,180	77,329
期中平均株式数(株)	85,898	85,945
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	588	638
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	会社法に基づく 新株予約権2種類 (新株予約権の数 220個)	会社法に基づく 新株予約権2種類 (新株予約権の数 170個)

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

子会社株式の売却

当社は、連結子会社であるオウケイノーツ株式会社の全株式をオウケイノーツ株式会社の代表取締役社長 小林 将大氏に売却することを取締役会において決議し、平成23年4月28日付で売却しております。

1.売却の理由

当社とオウケイノーツ株式会社はお互いの成長計画について検討を重ねた結果、オウケイノーツ株式会社が、より業態に適した経営をおこなうためには、当社グループから独立することが最善と判断しました。

2.売却先

オウケイノーツ株式会社 代表取締役社長 小林 将大

3.売却の時期

平成23年4月28日

4.当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引内容

(1)名称

オウケイノーツ株式会社

(2)事業内容

モバイルメディア事業、メディア&ソリューション事業

(3)当社との取引内容

特筆すべき取引関係はありません。

5.売却する株式の数、売却価額及び売却後の持分比率

(1)売却する株式の数

350株

(2)売却価額

40,089千円

(3)売却後の持分比率

0%

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月11日

株式会社オウケイウェイヴ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月10日

株式会社オウケイウェイヴ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 功 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、連結子会社であるオウケイノーツ株式会社の全株式を平成23年4月28日付で売却した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。